

議員提出議案第 1 号

三田市地酒で乾杯を推進する条例の制定について

三田市地酒で乾杯を推進する条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日提出

三田市議会議員

同

同

同

前 中 敏 弘

今 北 義 明

森 本 政 直

笠 谷 圭 司

## 三田市条例第 号

### 三田市地酒で乾杯を推進する条例

酒造好適米として有名な「山田錦」の日本有数の産地である三田市は、古くからその良質な三田の米と水を用いた酒づくりで、多くの名杜氏を輩出してきた。

三田の地酒で乾杯する習慣を広めることは、地酒の消費拡大を促進し農業や酒造業に関わる人々の意欲を高めるのみならず、三田の米、水、人、自然の恵みに感謝する郷土への愛と日本文化への理解の醸成に寄与する。

よって、ここに三田市地酒で乾杯を推進する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地酒で乾杯の習慣を広めることにより、農業、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図り、もって地酒の普及を通じた地域と日本の文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地酒」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第7号に規定する清酒のうち、三田にゆかりのあるものとして次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 三田産の原材料を用いていること。
- (2) 商品名が三田に由来すること。

(市の役割)

第3条 市は、地酒で乾杯の普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 地酒の生産、販売及び提供に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地酒で乾杯の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う地酒で乾杯の普及の促進に関する取組みに協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。